

議案第28号

備前市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市職員定数条例の一部を改正する条例

備前市職員定数条例(平成17年備前市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「280人」を「300人」に改め、同項第6号中「175人」を「155人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第28号参考資料
備前市職員定数条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>300人</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>155人</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>280人</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>175人</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>